

交通事故0を目指して

平成20年7月6日現在、今年の市内での交通事故による死者は3人で、昨年と比較して1人増加しています。死亡した3人全員が60歳以上で、うち1人が65歳以上の高齢者です。

高齢者の事故の特徴の一つは、道路を横断中に

車にはねられるものです。これは、原因の多くが信号無視や左右の確認をしないで飛び出すなど、基本的な交通ルールの違反が多いと言われています。歩行者も、運転者も交通ルールを守って、交通事故0を目指しましょう。

平成20年6月1日に道路交通法が改正されました。その中から主なものを紹介します。

改正点1 車に乗ったら 全席シートベルトを

これまで、運転席と助手席はシートベルトを着用しなければなりませんでしたが、これからは、後部座席でも着用しなければなりません。「車に乗ったらシートベルト」が合言葉です。

シートベルト着用の規定は、家用車はもちろんタクシーやベルトの付いたバスの座席でも適用されます。



改正点2 「高齢運転者標識(モミジマーク)」の表示を

75歳以上のドライバーが普通自動車を運転するときには、高齢運転者標識の表示が義務付けられました。

また、高齢運転者標識を表示した車に対する幅寄せや割り込みなどが禁止されました。

70歳から75歳未満の高齢者は、これまでどおり、表示に努めなくてはなりません。



改正点3 子供が自転車に乗るときは、ヘルメットの着用を

13歳未満の子供が自転車に乗るとき、また、補助いすなどに子供を乗せるときには、子供にヘルメットをかぶせるように努めなくてはなりません。

改正点4 「聴覚障害者標識」の表示を

聴覚障害者が普通乗用車を運転するときには、聴覚障害者標識の表示が義務付けられました。



また、聴覚障害者標識を表示した車に対する幅寄せや割り込みなどが禁止されました。

お問い合わせは、
市民課生活相談係

☎ 43 7044

もう一度かたぐるまして
おとうさん

ぼくのおとうさん、ダンブカーにひかれてしんでしまいました。

がっこうでおともだちが、おとうさんののはなしをしたり、あそんだことをいっています。「きみのおとうさん、どんなおしごとしてるの」というとなみだがでそうになるので、だまってしま

う。

おかあさんは、「男の子はめそめそしてはいけない」といいます。ぼくはおとうさんがいなくてもつよい子になるうとうもいます。

でも一どでいいから、おとうさんにかたぐるましてもらいたい。手をつないであるきたい。ぼくだって、大きなこえで「おとうさん」とよんでみたい。でも、もうみんなできない。だつてぼくのおとうさん、しんだのだから。

交通事故遺児作文集「天国にいるお父さま」第2集(「交通事故遺児を励ます会」昭和45年2月25日刊行)から抜粋

こうした遺児を出さないためにも、もう一度自分の運転を振り返ってみませんか。